

みどり市第11期分別収集計画

計画期間：令和8年度～12年度

担当課：SDGs推進課 環境政策係

はじめに

本市は、平成18年3月27日に誕生いたしました。本市を構成する旧笠懸町・旧大間々町・旧東村のごみは、すべて旧桐生広域清掃センターへ広域圏組合構成町村として搬入していました。みどり市では、桐生市の所管となった当該清掃センターに搬入処理を行っています。

みどり市第11期分別収集計画

令和7年9月11日

1. 計画策定の意義

本市は、豊かな自然を守り、持続発展可能な都市を目指し、みどり市総合計画において、将来の都市像を「輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市」、みどり市環境基本計画において、環境像を「輝く明日へ 豊かなみどり 歴史と伝統を育む環境共生都市 みどり」と定め、総合的、体系的に施策を展開している。また、将来的な都市像、環境像を具体化するため、廃棄物にかかる取り組みをみどり市一般廃棄物処理基本計画にて定めている。

大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、環境に配慮した循環型社会を形成していくためには、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行い、市は市民・事業者の取り組みを促すための施策を実施し、それぞれの立場で役割を理解し、履行していく必要がある。また、ごみを効率的・効果的に分別回収するため、市民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、収集体制の見直しや資源の分別回収品目の追加を行う必要がある。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集して資源化を促進し、ごみの減量化により焼却施設への負荷軽減や最終処分量の削減を図るため、市民、事業者及び市それぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針を定めるものである。

2. 基本的方向

本計画の実施に当たっての基本方針を以下に示す。

- ・みどり市環境基本計画、みどり市一般廃棄物処理基本計画の各種施策に則り、容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型社会の形成を目指す。
- ・令和3年12月に「みどり5つのゼロ宣言」を宣言したことから、2050年のプラスチックごみ「ゼロ」の達成に向け、プラスチック製容器包装廃棄物を含むプラスチックごみの排出抑制、分別収集及び再商品化等を推進する。
- ・将来の持続可能なごみの適正処理の確保に向け、5市町（前橋市・桐生市・伊勢崎市・みどり市・玉村町）でのごみの広域化処理を目指し、ごみの分別区分、ごみの収集方法等を検討していく。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙パック、段ボール、白色トレイ、ペットボトルを対象品目とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(容リ法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	4,198.24t	4,081.65t	3,966.70t	3,852.84t	3,736.24t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(容リ法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

- (1) 資源ごみ集団回収事業に対する助成、及び回収団体の開拓
- (2) ごみ減量化、リサイクル協力店の登録
- (3) みどり市エコ・アクションポイントによるプラスチックごみ減量の普及啓発
 - ・マイボトルの利用
 - ・マイバックの利用
 - ・詰め替え用商品の購入
 - ・資源回収の協力（公共施設、ごみ減量化・リサイクル協力店への持ち込み）
- (4) ごみ減量化に係る出前講座の実施
- (5) 環境カウンセラーによる市内小学生を対象としたプラスチックごみ減量への啓発活動
- (6) 環境イベントでのプラスチックごみ減量の普及啓発

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当核容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(容リ法第8条第2項第3号)

最終処分場・処理施設の状況及び再生商品化計画等を、桐生市清掃センターの意向をもとに総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、清掃センターの施設具合を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・ 無色のガラス ・ 茶色のガラス ・ その他のガラス	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料充填用 (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器で、飲料または醤油充填用	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装で、上記 以外のもの	白色の発砲スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(容リ法第8条第2項第4号)

品目	開始年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール製容器	8	43.43t		42.99t		42.56t		42.13t		41.70t	
アルミ製容器	8	43.75t		43.31t		42.87t		42.44t		42.01t	
無色ガラス製容器	8	(合計) 17.31t		(合計) 17.13t		(合計) 16.95t		(合計) 16.78t		(合計) 16.61t	
		(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 17.31t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 17.13t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 16.95t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 16.78t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 16.61t
茶色ガラス製容器	8	(合計) 43.53t		(合計) 43.09t		(合計) 42.65t		(合計) 42.22t		(合計) 41.79t	
		(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 43.53t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 43.09t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 42.65t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 42.22t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 1.79t
その他のガラス製容器	8	(合計) 9.22t		(合計) 9.12t		(合計) 9.02t		(合計) 8.92t		(合計) 8.83t	
		(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 9.22t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 9.12t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 9.02t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 8.92t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 8.83t
紙パック	8	0.57t		0.56t		0.55t		0.54t		0.53t	
段ボール	8	4.11t		4.06t		4.01t		3.96t		3.92t	
紙製容器包装(紙パックを除く。)	8	(合計) 0t									
		(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 0t								
ペットボトル	8	(合計) 72.97t		(合計) 72.24t		(合計) 71.51t		(合計) 70.79t		(合計) 70.08t	
		(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 72.97t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 72.24t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 71.51t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 70.79t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 70.08t
その他のプラスチック製容器包装	8	(合計) 0.24t		(合計) 0.23t		(合計) 0.22t		(合計) 0.21t		(合計) 0.20t	
		(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 0.24t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 0.23t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 0.22t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 0.21t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 0.20t
うち白色トレイ	8	(合計) 0.24t		(合計) 0.23t		(合計) 0.22t		(合計) 0.21t		(合計) 0.20t	
		(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 0.24t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 0.23t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 0.22t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 0.21t	(容リ協引渡) 0t	(独自処理) 0.20t
プラスチック使用製品廃棄物	8	(合計) t									
		(容リ協引渡) t	(独自処理) t								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ・ 特定分別基準適合物等の量、及び、容リ法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量

＝ 直近年度の分別収集基準適合物等の収集実績×人口変動率

- ・ 人口変動率の計算は(現時点での人口－前年度の人口)/前年度の人口 × 100
- ・ 令和8年度～令和12年度の人口の数値は、令和4年3月策定のみどり市一般廃棄物処理基本計画の計画人口を引用

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
47,124 人 (対前年度比)	46,704 人 (対前年度比)	46,284 人 (対前年度比)	45,864 人 (対前年度比)	45,444 人 (対前年度比)
99.19 %	99.11 %	99.11 %	99.10 %	99.09 %

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(容リ法第8条第2項第5号)

分別収集・運搬業務は市の責務で実施し、委託先の桐生市清掃センターでは、搬入物の中間処理及び最終処分を行う。なお、市内の住民団体等により集団回収が行われているものについては、引き続き実施できるようにする。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(容リ法第8条第2項第6号)

桐生市の粗大ごみ処理施設で選別・保管する。また、古紙は集団回収によるものも含めて、引受け業者が保管する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 容器包装廃棄物の分別収集を、円滑かつ効率的に進めていくため、市民・事業者・行政が協力して、分別収集の推進体制が整うように指導する。また、住民団体等による集団回収を促進する。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。